第二十五条第二項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による」を削り、「これらの法律」を「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」に改め、同条第三項中「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による」を削る。

第二十六条第一項第三号中「、第百二十条（継続等の場合の所得税額等の還付）、第百三十三条」を「又は第百三十三条」に改め、「又は第百三十七条（継続等の場合の更正による所得税額等の還付）」を削り、同条第三項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第四項中「支出すべき」を「当該他の内国法人に帰せられる」に改め、同条第五項中「収入すべき」を「当該他の内国法人に帰せられる」に改める。

第二編第一章第一節第三款中第三目を第四目とし、第二目の次に次の一目を加える。

第三目　受贈益

第二十五条の二　内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額（第三十七条（寄附金の損金不算入）又は第八十一条の六（連結事業年度における寄附金の損金不算入）の規定を適用しないとした場合に当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される第三十七条第七項（第八十一条の六第六項において準用する場合を含む。）に規定する寄附金の額に対応するものに限る。）は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2　前項に規定する受贈益の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてされるかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）を受けた場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

3　内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与を受けた場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与を受けたと認められる金額は、前項の受贈益の額に含まれるものとする。

第三十一条第二項中「適格分社型分割」に、「適格事後設立（」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第三項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項中「又は適格分社型分割（以下この項において「適格合併等」という。）」を「又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）」に、「又は分割法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第三十二条第二項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立（以下この項及び次項」を「適格現物分配（残余財産の全部の分配を除く。以下この条」に、「適格事後設立法人（以下この項」を「被現物分配法人（以下この条」に改め、同条第三項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項中「適格事後設立（以下この項」を「適格現物分配（以下この項」に、「被事後設立法人に引き継ぐ」を「被現物分配法人に引き継ぐ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　適格合併又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）　当該適格合併の直前又は当該適格現物分配に係る残余財産の確定の時の繰延資産

第三十二条第四項第二号中「適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号及び次項において「適格分割型分割等」という。）」を「適格分割等」に改め、同号イ中「適格分割型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この号及び次項において「分割承継法人等」という。）」を「適格分割等により分割承継法人等」に改め、同号ロ中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等」に改め、同号ハ中「適格分割型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第五項中「適格分割型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中「又は適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という。）を「又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）に、「又は分割法人」を「又は現物分配法人」に、「適格合併等の日の前日又は当該残余財産の確定の日」に、「第二項に規定する適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第三十三条第三項中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、「これらの法律」を「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改め、同条第四項中「民事再生法の規定による」を削る。

第三十五条　削除

第三十七条第二項中「連結完全支配関係がある連結法人」を「完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人」に、「があるときは、その寄附金の額」を「（第二十五条の二（受贈益の益金不算入）又は第八十一条の三第一項（第二十五条の二に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定を適用しないとした場合に当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される第二十五条の二第二項に規定する受贈益の額に対応するものに限る。）」に改める。

第三十八条第三項中「収入すべき」を「当該他の内国法人に帰せられる」に改め、同条第四項中「支出すべき」を「当該他の内国法人に帰せられる」に改める。

第三十九条第二項中「同項又は」を「同項若しくは」に改め、「受ける配当等の益金不算入」の下に「又は第六十二条の五第四項（現物分配による資産の譲渡）」を加える。

第四十二条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人（以下この条」を「被現物分配法人（第八項第二号イ及び第九項」に改め、同項第二号中「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第八項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等　当該適格分社型分割等」を「適格分割等　当該適格分割等」に、「適格分社型分割等に際して」を「適格分割等に際して」に改め、同号イ中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号ロ中「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第九項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十一項中「事後設立」を「現物分配」に改める。